

「電子的診療情報連携体制整備加算3」の算定要件を満たす体制を整備しています。

- ① 当院では、診療報酬請求をオンラインで行う体制を整備しています。
- ② マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用できる体制を整備しています。
- ③ 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を、患者さんに無料で交付しています。
- ④ オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報
その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- ⑤ 医療DX推進の体制に関する事項および情報の取得・活用等について、
院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。
- ⑥ 診療報酬明細書の無料交付について、院内の見やすい場所に掲示し、
当院ホームページにも掲載しています。

当院における投薬について

当院では、28日以上長期投薬、医師の定めた一定の期間内であれば繰り返し利用できるリフィル処方に対応しています。お気軽にご相談ください。
ただし、症状等によっては医学的に対応できない場合がありますのでご理解のほど
よろしくお願いたします。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。
後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
※一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

身体的拘束の原則廃止を目指すための院内体制について

当院では身体的拘束の原則廃止を目指すための取り組みとして院内及びホームページにて取組・実施率をご報告・掲示しております。

- ① 病院長・看護師長が中心となり、身体的拘束の最小化に取り組むことを院内掲示し職員に周知している
- ② 身体的拘束の最小化に関する講習会を年2回以上実施し、入職後1年が経過した全ての入院患者に関わる職員が受講している
- ③ 身体的拘束最小化チームにより、用具の一元管理が行われるとともに、使用状況に基づく解除の提案等がされている
- ④ 身体的拘束が行われている患者がいる場合、身体的拘束最小化チームによる巡回が定期的に行われ、病棟の職員らとともに解除にむけた具体的な検討が行われている
- ⑤ 身体的拘束を行わずにケアするための用具を職員から提案したり、提案を積極的に導入する仕組みを整備
- ⑥ 医療機関内で見やすい場所に原則として身体的拘束を行わない方針について掲示している
- ⑦ 身体拘束の実施率に関しての掲示をホームページにて開示している

身体的拘束実施率（R8年5月現在）一般病床：3.9% 療養病床：26.1%

明細書発行状況について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含め、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。